

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を豊中市から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



【主な給付要件チェックリスト】

項目						チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？						<input type="checkbox"/>
金融資産が一定額以内、かつ収入基準額を超える収入を得ていませんか？ 《豊中市の場合》						<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
同一世帯の人の金融資産(預貯金)の合計額	50.4万円以下	78万円以下	100万円以下	100万円以下	100万円以下	
同一世帯の人の収入の合計月額(収入基準額) *定期的に支給される公的給付金を含む	12.6万円以下	18万円以下	22.7万円以下	26.9万円以下	31万円以下	
支給する家賃の上限額	4.2万円	5万円	5.5万円	5.5万円	5.5万円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？						<input type="checkbox"/>

※上記要件の他、ハローワークへの求職の申し込みが必要です。

■お問合せ 暮らし再建パーソナルサポートセンター

(受付日時：月曜～金曜日の9時～17時(祝日を除く))

豊中市市民協働部暮らし支援課(豊中市北桜塚2-2-1 / 電話 06-6858-5075)